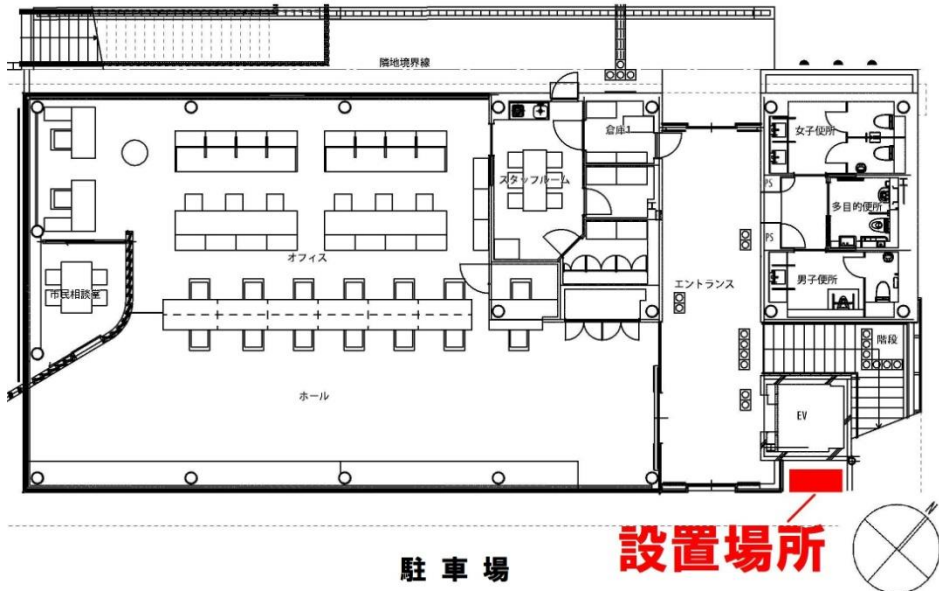


仕様書

施設名	金剛連絡所		所在地	富田林市寺池台一丁目 9-15(地番は9-8)
施設管理者	金剛連絡所 TEL 0721-29-1401		行政財産 使用料	12, 220円
設置場所	下図参照		設置台数	1台
外形寸法 (設置可能寸法)	幅 1.0m以内	奥行 0.8m以内	主な利用者	来庁者、職員
種類の制限	清涼飲料水であって、缶、ビン及びペットボトル、紙パックなど密閉式容器入りのものに限る。(酒類を模した、いわゆるノンアルコール飲料は不可。)			
設置場所				
特記事項	・来庁者数(推計)は200人/日、庁舎内職員数は13人。 ・施設の附属電源をご使用いただけますが、設置者の費用負担において分岐工事を行っていただく必要があります。その費用も勘案しながらご提案願います。(配線は天井内を基本とし、見え掛かりを少なくすること。やむを得ず見え掛かりに配線する場合は、周囲と調和に配慮すること。) ・電気使用料は月額 2,000 円とします。ただし、電気量子メーターを設置される場合は、その指示値に施設の電気使用料金単価を乗じた額とします。 ・金剛連絡所に関する情報は、市ウェブサイトのトップページ>市の主な施設>組織で探す>市民人権部 金剛連絡所にてご確認ください。			